

記者発表資料

令和8年8月24日
九州地方整備局

◎建設業法違反の下記業者について、下記期間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：有限会社安藤建設
業 者 の 住 所：熊本県熊本市南区富合町田尻字戸崎前388-4
- 指名停止措置期間：令和8年8月24日 ～ 令和8年10月23日
(2ヵ月)
- 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
- 事実概要
本件は、有限会社安藤建設が、熊本県発注工事において虚偽の実務経験証明書を提出し、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として配置していたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年7月29日、建設業許可部局である熊本県知事から22日間の営業停止処分を受けたものである。
- 指名停止措置理由
有限会社安藤建設が熊本県知事より建設業法の規定に基づく営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第13号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

＜措置要領別表第2＞

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

＜問い合わせ先＞

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）

代表：092-471-6331

総務部契約課長

真次 慶一

（内線 2511）

（契約課直通：Tel 092-476-3509）

総務部契約管理官

大崎 憲一

（内線 290）

（経理調達課直通：Tel 092-418-3345）